

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（司法書士等の特定業務） 第八条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号 列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるもの とする。 一 （略） 二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は刑事手続に係る保証金、監 督保証金若しくは帰国等保証金の納付 三・四 （略） 2 3 4 （略）	（司法書士等の特定業務） 第八条 法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号 列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるもの とする。 一 （略） 二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は刑事手続に係る保証金若し くは監督保証金の納付 三・四 （略） 2 3 4 （略）